

Title	巻頭言 : 特集にあたって
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	内陸アジア言語の研究. 2018, 33, p. 1-4
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/71361">https://hdl.handle.net/11094/71361</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 巻頭言：特集にあたって

荒川正晴\*

本号は、2013年9月に大阪大学（豊中キャンパス）で開催したワークショップ（「ユーラシア東部地域における公文書の史的展開：胡漢文書の相互関係を視野に入れて」）の特集号である。このワークショップは、荒川（阪大）を代表とする科研（基盤研究A、2010年度～2013年度、「シルクロード東部の文字資料と遺跡の調査」）の胡漢文書班による報告を中心としたもので、定期的に中央アジア学フォーラムを開催してきた中央ユーラシア学研究会との共催で行われた。

本科研では、ユーラシア東部地域の多言語にわたる公文書を歴史学的に検証することを研究課題の一つとしており、そのために漢語以外にも、チベット語、西夏語、ウイグル語などの文書を直接史料として取り扱える研究者に研究分担者・協力者になって頂いている。当日のワークショップでは、こうした研究分担者・協力者に加えて、中国の出土資料研究をリードしておられる北京大学の榮新江先生に、コータン新出の公文書に関するご講演を特別にお願いし、併せてトカラ語文書の専門研究者にも研究報告をしてもらった。ワークショップにおける報告者は、以下の如くである（肩書きは当時のものではなく、現職を記す）。

- 総括： 荒川正晴（大阪大学・文学研究科・教授）  
招待講演者： 榮新江（北京大学・歴史系・教授）  
※通訳：白玉冬（蘭州大学・敦煌研究院・教授）  
漢文文書： 赤木崇敏（東京女子大学・現代教養学部・准教授）  
坂尻彰宏（大阪大学・全学教育推進機構・准教授）  
伊藤一馬（大阪大学・文学研究科・助教）  
船田善之（広島大学・文学研究科・准教授）  
トカラ語文書： 慶昭蓉（龍谷大学・仏教文化研究所・客員研究員）  
チベット語文書： 岩尾一史（龍谷大学・文学部・准教授）  
西夏語文書： 佐藤貴保（盛岡大学・文学部・准教授）  
ウイグル語文書： 松井太（大阪大学・文学研究科・教授）

胡漢にわたる公文書をテーマにして、これだけのメンバーが一同に会し議論したのは、おそらくこのワークショップが初めてであろう。私が代表となっている関係もあり、どうしても漢文文書の

---

\* 大阪大学大学院文学研究科教授（ARAKAWA Masaharu, Professor, Graduate School of Letters, Osaka University）

報告者が多くなったのは仕方ないとしても、全体を通しての討議の時間があまり取れなかったのは残念であった。しかしながら、漢文だけでなくユーラシア東部地域の様々な言語に視野を広げ、公文書について相互に情報を共有できたように思う。本テーマに関して十分に意味ある成果を得るには、今後も粘り強く議論を重ねてゆくしかないが、このワークショップはその第一歩となろう。

今回、本誌『内陸アジア言語の研究』で特集を組むにあたり、それぞれ多忙を極めるなか、ワークショップの報告者のほとんどに論点を提出して頂くことができた。以下、その内容を簡単に紹介しておく。

まず漢文文書では、唐宋時期については、中国の直轄支配地域ではなく、西方のオアシス国家における公文書について検討を加えている。まず榮新江氏は、オアシス王国と唐の鎮守軍との二重支配体制下にあったコータン地域に焦点を合わせ、当地から出土した未公表の公文書を紹介するとともに、それらを用いて当オアシスに駐留する鎮守軍下の命令系統を明らかにしている。また坂尻彰宏氏は、実質的にはオアシス国家として独立していた敦煌の帰義軍節度使政権で用いられていた公文書について検討している。同政権において唐朝で規定された多様な公文書を二種類に簡略化していたことを明らかにし、国家の意思決定の過程からトップリーダーたる節度使（敦煌王）の独裁的な政治体制を浮き彫りにしている。

唐宋に続く元朝期については、船田善之氏が、文書と文書史料をそれぞれ定義して相互の相違を明確にした上で、同時期の公文書および公文書史料について検討を進めている。とりわけ、文書本体だけでなく、その写しや同氏の言う「公文書集成史料」も公文書史料に含めて総合的に分析することを提唱されている。唐宋時期とは異なる元朝期の史料状況を踏まえ、同時期の公文書を如何に取り扱うべきかを、先行研究を丁寧に整理したうえで改めて検討している。

胡語文書については、まず慶昭蓉氏が、クチャ（亀茲）オアシス国家を対象に、中国王朝が西域に進出してくる前漢時代から唐初までの歴史的な推移を辿りながら、当地で育まれたブラーフミー文字トカラ語文書を中心とする印欧語の書写文化について広く検討している。現状では公文書という観点から、トカラ語文書を分析する先行研究は皆無であるが、そうした意味では本論は今後の公文書研究に向けた基礎研究ともなる。

チベット語文書については、岩尾一史氏が、文書処理のプロセスにかかる三つの術語を検討し、そこから古代チベット帝国の行政手続きの一端を考察している。公文書全体を視野に入れた研究が未だなく、行政上の手続きや文書発行の過程などについても大半が未解明のままに置かれている研究状況では、こうした検討の積み重ねこそ重要であり、今後に進められてゆく同言語の公文書に対する総合的な研究を支えてゆくものとなる。

西夏語文書については、佐藤貴保氏が、官庁・官人間でやり取りされたいわゆる官文書がどのような書式で書かれているかについて、法令集やカラホト出土の西夏文・漢文文書の解読を通じて検討している。とりわけ西夏の漢文の官文書に、隣国の北宋～斉で書かれた官文書と類似した書式のものが確認されることから、西夏の漢文官文書の書き方が北宋の官文書の影響を受けている可能性があることを指摘している。

ウイグル語文書については、松井太氏が、公文書のなかでも種々の物資の徴発に関わる行政命令文書(供出命令文書)をとりあげている。公権力から臨時に徴発を課されたウイグル住民にとって、これらの供出命令文書はその負担を証明する領収証としても機能しており、事後に正規の税役負担に充当処理するための証憑となり得たこと、そしてこのような物資徴発に関わる文書行政システムが唐代トゥルファンにまで遡り得ることを指摘している。

胡語文書と言っても、それぞれの言語における研究状況は異なり、公文書という枠組みで検討することがなお困難な言語もあることは重々承知している。そうしたなかで、取り敢えず胡漢文書にわたり公文書をキーワードにして検討してもらったことに大きな意義がある。

ワークショップ全体から見れば、本特集号には漢文文書研究の中核ともなる、唐・宋朝本体の公文書に関する論攷を掲載していないが、漢文公文書で言えば、中華王朝の間接支配地域においてその本体の公文書がどのように展開していたのか、具体的な様相を明確に把握できる。また唐・宋朝期の中華王朝からすれば、周辺の諸国および後継国家ではどのような公文書が用いられ文書行政が整えられていたのか、その一端を明確に示してくれている。胡漢諸文書の具体的な相互関係の解明については、これからの検討課題として大きく残されているが、まずはそれぞれの言語の公文書と見られるものについて、他言語の公文書と比較して議論ができるところまで、さらに検討を進めていく必要がある。

ワークショップ当日は、テーマに掲げた公文書という語について、漢文文書を中心としたものではあったが、これを如何に定義したら良いか、どのような課題が残されているのか冒頭で説明した。この点については、既に本号の船田論文に詳しく検討されているが、ワークショップ全体にわたる問題でもあるので、以下に簡単に付言しておきたい。

船田氏も指摘するように、日本の古文書学では、文書というものを次のように規定している [Cf. 佐藤進一 1990 (1976 初出) 「中世史料論」『日本中世史論集』岩波書店。; 2003 (1997 初版) 『新版古文書学入門』法政大学出版局, pp. 1-3].

- (1) 文書とは、一般的に「特定の対象に伝達する意思をもってするところの意思表示の所産 (= 甲から乙という特定の者に対して、甲の意思を表明するために作成された意思表示手段)」と規定される。
- (2) また文書は、後日の備忘証明のために作成される記録とは明確に区別される。
- (3) 文書と記録の間には、授受関係はないが単なる備忘録などではなく、他者に一方的に働きかける書面がある。すなわち帳簿・証書・目録・名簿などである。これは管理・同定のための照合などを機能とするものである。

これまでの中央アジアより出土した公文書に対する研究では、確かに (1) に属す文書に対する検討が圧倒的に多い。ただ (3) のような (1) の文書定義から外れるものに対する本格的な検討も漢文文書では始められている。關尾史郎氏の一連の研究は、それを代表するものであろう [同「ト

ウルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究(1)～(9)』『人文科学研究』(新潟大学人文学部) 74-99, 1988-1999].

さらに言えば、文書には含まれない備忘録的な記録なども、とくに官員などが手元に留めおいたものなどは、公文書に準ずるものとして研究に積極的に活用するべきであろう。公文書の研究では、こうした「文書と記録の間」や「記録」に関わるものが重要な情報を提供する場合がある。

以上のように考えられるとすれば、公文書研究で言う文書は、上記(1)～(3)すべてを対象とすべきであろう。これは、明らかに古文書学における(1)の文書の基本的な定義とは馴染まない。従って、ここで言う公文書の文書とは、いわゆる古文書学で規定する文書と、広い意味で文書に含めても良い「文書と記録の間」に加え、単なる「記録」をも含む総称と捉えておきたい。

また船田氏も指摘するように、文書に冠する「公」とは何かという点も問題になる。とくに漢文文書では、①公文書と官文書の区別をどのようにするかという議論があり、さらに胡漢文書の別を問わず、そもそも②文書のなかでの公・私の別をどのように線引きするのか、という問題がある。

①については赤木崇敏氏の研究[同「唐代官文書体系とその変遷：牒・帖・状を中心に」平田茂樹・遠藤隆俊編『外交史料から十～十四世紀を探る』汲古書院, 2013年ほか]に次いで、近年、小島浩之氏の論攷が公表されている[同「唐代公文書体系試論：中国古文書学に関する覚書(下)」同編『東アジア古文書学の構築——現状と課題——』pp.37-62]。中国の公文書と官文書をどのように規定してゆくべきか、本号での船田氏の検討と合わせ、今後、さらに議論を深めてゆく必要があるだろう。また②の点については、そもそも文書を公と私、あるいは官と民とに分け、それぞれが指す範囲を厳密に規定して捉えることはきわめて困難である。文書の機能面から捉えた場合、単純に公(あるいは官)・私(あるいは民)文書のどちらかに分類することができないものがあることは明かである。なかには、民間で作成され私文書とされる文書のようなものでも、証明書類などとして公である官衙に提出された場合など、公文書に加える必要がでてくるものさえある。例えば、契約文書などはそれに当たる。また私文書の印象が強い書簡でも、国家君主間や官員間での書簡のやり取りなど(隋唐期頃より「致書」形式が用いられている)、公文書に準ずる文書として扱われるべきであろう。

今後は、公文書の研究と言っても、これまで私文書(あるいは民間文書)として扱ってきたものや、下書きや草稿・メモなどと処理してきたものについて、その中に公文書として機能していたものはなかったのか問い直しながら、柔軟に検討を進めてゆく必要がある。このことは従来の公文書研究の盲点ともなっている。

以上に述べてきたように、公文書と一口に言ってみても、多くの問題・課題が残されている。漢文文書に限らず、それぞれの胡語文書においてもこうした視点からの文書研究が進めば、胡漢の公文書を相互に比較する検討を深めてゆくことにつながろう。本特集号がそうした研究を進めてゆく契機となれば幸いである。